

第66回北大祭における安全運営規則

北海道大学大学祭全学実行委員会

1. はじめに

第66回北大祭において、その安全かつ円滑な運営のために、その妨げとなる行為（以下、違反行為）を行った参加団体に対して北海道大学大学祭全学実行委員会（以下、全学実行委員会）は行為相応の処分を下す。

2. 概要

違反行為を行う参加団体に対して以下の5点の処分等を実施する。

① 注意勧告

全学実行委員会、各祭実行委員会および北大祭スタッフ等が参加団体の行為を北大祭の安全な運営の妨害に繋がる可能性が高いと判断した際、参加団体に注意、指導および改善を促すこと。

② 違反点数の付与

違反点数とは違反行為を行った参加団体に課す点数。上記の注意勧告実施を受けても違反行為の改善が見受けられない場合に実施する。ただし違反内容の危険性、緊急性が高いと全学実行委員会、各祭実行委員会および北大祭スタッフ等が判断した場合は注意勧告を行わずとも違反点数の付与を通告することがある。違反点数は第66回北大祭期間中に累計され、一定の点数を超えると営業停止や営業中止の処分となる。違反点数の減点は営業停止処分の解除時を除き行われない。参加団体はこれらの内容に従わなければならぬ。

③ 弁償金の支払い請求

北海道大学、各学部、全学実行委員会、各祭実行委員会および北海道大学大学祭全学実行委員会事務局（以下、北大祭事務局）が所有する機材・物資や北大祭の安全のため設置が義務付けおよび要請されている機材・物資を破損させた参加団体については全学実行委員会、各祭実行委員会および北大祭事務局から配付された資料に基づき弁償金の請求を行う。参加団体はその請求に従わなければならない。

④ 営業停止

違反点数が累計で30点に至った参加団体に下す処分。この処分を下されることが決定した場合、その参加団体は処分通告時刻から原則2時間、営業を停止しなければならない。処分通告時刻の時点での北大祭各日の残り営業時間が2時間未満である場合、その日限りを営業停止とする。処分通告時刻が深夜時間帯の場合、次の営業開始時刻から原則2時間を営業停止とする。営業停止解除および営業再開の手続きは全学実行委員会、各祭実行委員会および北大祭スタッフ等と、団体責任者、副団体責任者、防災・衛生指導者の少なくともいずれかが直接立ち会い、行われるものとする。営業停止時間中は区画内に団体責任者、副団体責任者、防災・衛生指導者のいずれかが常駐するものとする。営業停止処分解除が通告された際、その時点で累積していた違反点数に関わらずその参加団体は違反点数が10点の状態で営業を再開することとする。参加団体はこれらの内容に従わなければならない。

⑤ 営業中止

違反点数が累計で50点に至った参加団体に下す処分。この処分を下されることが決定した場合、その参加団体は処分が通告され次第速やかに営業を取りやめ、区画からの撤収作業を行う。また通告時刻以降の第66回北大祭におけるその団体としての活動は認めないものとする。参加団体はこれらの内容に従わなければならない。

3. 通告の流れ

① 注意勧告

全学実行委員会、各祭実行委員会および北大祭スタッフ等から参加団体に直接通告する。

② 違反点数の付与

全学実行委員会、各祭実行委員会および北大祭スタッフ等から参加団体に直接通告し、その後全学実行委員長から各祭実行委員会に対し、団体責任者にメールで内容を伝えることを依頼する。各祭実行委員会はその依頼に応じることとする。

③ 弁償金の支払い請求

全学実行委員会、各祭実行委員会および北大祭スタッフ等から参加団体に直接通告し、その後全学実行委員長が弁償目的や弁償金支払い先を確認し、その内容を各祭実行委員会に対し、団体責任者にメールで内容を伝えることを依頼する。各祭実行委員会はその依頼に応じることとし、その団体の対応に責任を負う。

④ 営業停止

全学実行委員会、各祭実行委員会および北大祭スタッフ等から違反点数が30点に至った参加団体に対して、処分が下されることを直接通告する。その後全学実行委員長から各祭実行委員会と団体責任者に対して直接またはメールで通告を行う。営業停止処分の解除および営業再開の手続きは全学実行委員会、各祭実行委員会および北大祭スタッフ等と、団体責任者、副団体責任者、防災・衛生指導者の少なくともいずれかが直接立ち会い行われるものとする。

⑤ 営業中止

全学実行委員会、各祭実行委員会および北大祭スタッフ等から違反点数が50点に至った参加団体に対して、処分が下されることを直接通告し、その後全学実行委員長から各祭実行委員会と団体責任者に対して直接またはメールで通告を行う。

4. 違反内容詳細

次頁以降に記載する。

5. 備考

- ・違反点数は北大祭期間中の累計となる。違反点数は翌日以降に繰り越される。
- ・この文書で定める安全運営規則は、第66回北大祭における誓約書第1号で定める「全学実委の定める規則・事項」に該当するものとする。
- ・この文書における「期間中」とは6月6日（木）18:00～6月10日（月）6:00を指す。
- ・この文書における「期間中深夜」とは北大祭期間中における各団体の活動時間に該当しない期間を指す。
- ・この文書における「屋外」とは屋外参加団体を指す。
- ・この文書における「屋内」とは屋内参加団体を指す。
- ・この文書における「共通」とは屋外屋内いずれの参加団体も指す。

MAIL : huf@hokudaisai.com

項目	期間	区画	内容	理由・備考	処分内容
酒・煙草	期間中	共通	・大学構内での飲酒、酒類（ノンアルコール飲料も含む）の持ち込みや販売をしている。	大学より北大祭期間中禁止するよう通告されているため。	違反点数+50
			・大学構内で喫煙している。	大学構内での喫煙は大学の禁止事項に該当するため。	違反点数+50
防災	期間中	共通	・ガスやガソリンを漏らした。	周囲で火を使うと引火して炎上するため。 ※安全のため現場周辺区画の団体にも火気器具・発電機の使用停止を指示する場合がある。	速やかに火気器具使用を停止させる 違反点数+30 ※漏れたガソリンの程度により営業停止時間が2時間以上となる場合もある
		屋外	・周辺区画の団体がガソリンを漏らした際に、北大祭スタッフによる火災防止のために火気器具・発電機の使用制限等に応じない。	大規模火災に発展する危険性が極めて高いため。 ※安全上の問題がある場合、ガソリンを漏らしていなければ団体にも活動再開を長時間見合わせていただくことがあります。 ※周辺団体のガソリン漏れ・火災による機会損失について全学実行委員会および各祭実行委員会は一切責任を負いません。	速やかに火気器具・発電機使用を停止させる 違反点数+30 ※漏れたガソリンや火災の程度により営業停止時間が2時間以上となる場合もある
		共通	・ガソリンをガソリン携行缶に保管していない。 ・ガソリン携行缶のふたが閉まっていない。	消防法第16条により定められているため。 ガソリンに引火し、炎上する危険性が極めて高いため。	違反点数+30 違反点数付与
			・ガソリンの保管場所が悪い。 ※ガソリン携行缶が火気器具に近接、テント外、直射日光の当たる位置にある等 ・申請していない火気器具を使用している。	ガソリンに引火し、炎上する危険性が高いため。 事故等発生時、その原因を特定できないため。	違反点数付与

項目	期間	区画	内容	理由・備考	処分内容
			<ul style="list-style-type: none"> 火気器具の近辺に可燃物が敷かれている。 火気器具の下にアルミホイルで巻かれたスレート板が敷かれていない。 スレート板にアルミホイルが巻かれていらない。 	<p>火気器具から火が燃え移り炎上する危険性が極めて高いため。</p> <p>火気器具の下にある物が炎上する危険性が非常に高いため。配付資料や説明会で説明済み。</p> <p>スレート板が炎上する危険性が高いため。</p>	違反点数付与
			<ul style="list-style-type: none"> 火力の強い火気器具(七輪のような炭火を使うもの等)を使用しているのにコシクリーツロックが敷かれていない。 ドラムコードを伸ばし切っていない。 	<p>火気器具の下にある物が炎上する危険性が非常に高いため。配付資料や説明会で説明済み。</p> <p>ドラムコードが断線および熱で溶ける危険性が非常に高いため。</p>	違反点数付与
			<ul style="list-style-type: none"> 天候不良の際、ドラムコードがテント外に出ている。 	<p>ショートの危険性が非常に高いため。</p>	違反点数付与
			<ul style="list-style-type: none"> 火気器具がテントの横幕、他の物と十分に離れていない。 ※可燃物から30cm、天井から100cmを目安とする 	<p>火気器具から火が燃え移る、熱で溶ける危険性が高いため。</p>	違反点数付与
			<ul style="list-style-type: none"> 熱を発する器具のそばに装飾を行っている。 蛍光灯と装飾品の間が十分に開いてない。 消火器を破壊・紛失させた。 	<p>装飾品に火が燃え移り、炎上する危険性が高いため。</p> <p>蛍光灯の熱で装飾品が炎上する可能性があるため。</p> <p>火災発生時に対応できなくなってしまったため。</p>	<p>違反点数付与</p> <p>消火器弁償代 6000 円を支払う</p> <p>違反点数付与</p>
			<ul style="list-style-type: none"> 消火器設置区画であるのに消火器設置区適切な場所に消火器を設置できているか確認できないため。 		違反点数付与

項目	期間	区分	内容	理由・備考	処分内容
			画証を掲示していない。	消火器の受け取りを指定しているのに消火器を受け取っていない。 冷蔵庫専用電源を不正使用している。	違反点数付与 違反点数付与 ※テントの中に本体を入れる状況は全学実行委員会および各祭実行委員会の判断に準ずる
			・発電機がテントの外に置かれていない。 ※天候不良時排気口を外に向け、本体(テント)の中に入れる ・発電機の排気口が物のある方向に向いている。 ・網等に焦げが付きすぎている。 ・北大祭スタッフや消防防署職員等からの各種規則・事項および防火災事項に対し改善が見られない。	消火器設置区画に消火器が置かれていない場合、火事発生時の対応が遅れるため。 使用可能な電力を超えると他参加者・来場者の不利益、迷惑となるため。 テント内の発電機の使用は一酸化炭素中毒や火災を引き起こす危険性が極めて高いため。 テントの横幕等周囲のものが溶ける危険性が高いため。 炎上の危険性があるため。 北大祭の安全な運営の妨げとなるため。	違反点数付与 違反点数付与 違反点数付与 違反点数付与 違反点数付与 違反点数付与
衛生	期間中	屋外 共通	・11人以上がシフトに入っている。 ・調理用刃物を使用している。	模擬店区画内の衛生管理、清潔な調理環境保持のため。 食中毒を防ぐため。 調理用刃物を介した菌の繁殖を断つたため。 菌が繁殖してしまう危険性が非常に高いため。	違反点数付与 違反点数付与 違反点数付与 違反点数付与

項目	期間	区画	内容	理由・備考	処分内容
		こと)	・非加熱で食品を提供している。 ※フルーツは除く ※半熟等も禁止	食中毒を防ぐため。完全加熱によって殺菌するため。	違反点数付与
		こと)	・使用食品リストに掲載されていない食品を提供している。	アレルギー関連トラブルが発生する危険性がこの上なく高く、その責任を全学実行委員会が負うことは困難であるため。	違反点数+30
		こと)	・使用食品リストを掲示していない。	アレルギー関連トラブルが発生する危険性が極めて高いため。	違反点数付与
		こと)	・使用食品リストを掲示かつ所持していない。	アレルギー関連トラブルが発生する危険性がこの上なく高く、その責任を全学実行委員会が負うことは困難であるため。	違反点数+30
		こと)	・団体責任者/副団体責任者/防災・衛生指導者のうち1人も区画内にいない。	防災・衛生面でトラブルが発生する危険性が非常に高いため。	違反点数付与 ※団体責任者/副団体責任者/防災・衛生指導者のうちいずれかが区画にいることを、全学実行委員長あるいは全学実行委員会の立ち合いのもと全学実行委員会あるいは各祭実行委員会が確認するまで営業停止にする ※営業停止は全学実行委員会の判断に準ずる
		こと)	・食品が常温で放置されている。 ※冷凍物の常温解凍も含む	菌が繁殖してしまう危険性が非常に高いため。	違反点数付与
		こと)	・串刺しや丸める等区画内で行うことが認められない工程を実行している。	保健所が区画内で行うことを許可していない工程は基本的に認められていないため。	違反点数付与
		こと)	・洗米を行っている。	米に人の手（ゴム手袋等装着時を含む）が触れるのを防ぐ	違反点数付与

項目	期間	区画	内容	理由・備考	処分内容
			・生クリームを泡立てている。	ため。 無洗米を使用すること。	違反点数付与
			・調理者等が既定衛生用品（エプロン・三 角巾・ゴムまたはビニール製の使い捨て調 理用手袋・不織布マスク）を装着していない。	生クリームを泡立てる過程に加熱がなく、非加熱提供となるため。 清潔な調理環境が担保されないため。	違反点数付与
			・調理者等がアクセサリー等を身に付けて いる。 (指輪・ネックレス・ピアス・マニキュア・ ブレスレット等)	アksesセサリー等が直接もしくは間接で食品に触れると不衛生で あるため。	違反点数付与
			・区内に死角を作っている。	北大祭スタッフ等による衛生チェックが精確にできず、衛生事 項に関するトラブルが発生する危険性が極めて高いため。	違反点数付与
			・簡易水道を設けていない。	調理用器具の洗浄や手指の消毒ができず、清潔な調理環境が担 保されないため。	違反点数付与
			・簡易水道用の道具を所持していない。	調理用器具の洗浄や手指の消毒ができず、清潔な調理環境が担 保されないため。	違反点数付与
			・明らかに大量の作り置きをしている。	食品が作られてから経過した時間の管理が困難なため。	違反点数付与
			・売り歩き行為や試食・試飲を実施してい る。	どこで誰が何を食べたのか把握できず、食品が作られてから経 過した時間の管理が困難なため。	違反点数付与
			・調理者が金銭授受を行っている、または金 銭授受を担う人が調理を行っている。	不特定多数の人々が触れた金銭に触れた手で食品を扱うと不衛 生であるため。	違反点数付与

項目	期間	区画	内容	理由・備考	処分内容
			<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てではない食器等を使用して食品を提供し、それを再利用している。 ※事前に許可を得た団体は除く ・テントで飲食提供をしているが3面を横幕等で覆っていない。 ・テントで飲食提供をしているが3面を覆う横幕等を所持していない。 	<p>不衛生な食器等は病原菌の発生源となり、食中毒を引き起こす危険性が極めて高いため。</p> <p>塵、ごみの混入による衛生状態の悪化が危惧されるため。</p> <p>塵、ごみの混入による衛生状態の悪化が危惧されるため。</p>	<p>違反点数付与</p> <p>※テントが横幕等で3面覆われることを全学実行委員長あるいは全学副実行委員長の立ち合いのもと、全学実行委員会あるいは各祭実行委員会が確認する委員会まで営業停止にする ※営業再開の判断は全学実行委員会の判断に準ずる</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ・北大祭スタッフや保健所職員等からの各種規則・事項および衛生事項に関する勧告に対し改善が見られない。 	北大祭の安全な運営の妨げになるため。	違反点数付与
深夜	期間中 深夜	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・喧嘩を発生させた、あるいは喧嘩相手となつた。 	深夜機材番の設置趣旨にそぐわないとため。近隣住民等の迷惑となるため。	通报 違反点数 + 30あるいは50
			<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容と異なる人が深夜機材番を行っている、あるいは深夜機材番の人数が申請内容を超過している。 	深夜機材番申請者以外が事故等を起こした場合、その原因を特定できないため。	違反点数付与

項目	期間	区画	内容	理由・備考	処分内容
			<ul style="list-style-type: none"> 期間中深夜にごみ集積場へごみを投棄している。 	<p>ごみの集積場では来場者が快く北大祭を楽しめるよう北大祭スタッフがごみの衛生管理と環境配慮のため、スタッフが不在である期間中深夜ごみの投棄は禁止とする。身勝手にごみを投棄されると構内の汚れや悪臭、カラスの被害に遭う等の原因となるため、期間中深夜は各自ごみを持ち帰ることとする。</p>	<p>ごみを持ち帰らせる 違反点数付与</p>
			<ul style="list-style-type: none"> 期間中深夜に火気器具を使用している。 	<p>期間中深夜に発生した火災事故を対処する北大祭スタッフや消防職員等を十分確保することが困難であり、重大事故に発展する危険性が非常に高いため。</p>	<p>速やかに火気器具使用を停止させる 違反点数 + 30</p>
				<p>期間中深夜に発生した火災事故を対処する北大祭スタッフや消防職員等を十分確保することが困難であり、重大事故に発展する危険性が非常に高いため。</p>	<p>速やかに発電機使用を停止させる 違反点数 + 30</p>
交通	期間中	共通	<ul style="list-style-type: none"> 大学構内に入構せず、入構手前の場所に車両を駐車している ※北18条ロータリー等 	<p>他の通行人や通行車両の妨げとなり、迷惑がかかるため。</p>	<p>速やかに車両を移動させる 違反点数付与</p>
機材物資 レンタル物	期間中	共通		<p>申請のない車両が入構すると、事故が発生した場合の対処が困難、かつ非常に危険であるため。 ・レンタル業者・大学・北大祭事務局が所持し出しをしているレンタル物・机・椅子・暗幕・道具（教室に固定されている物品も含む）は参加団体の所有物</p>	<p>速やかに車両を移動させる 違反点数付与</p>

項目	期間	区画	内容	理由・備考	処分内容
			る、またはあらかじめ指示された使用方法を守っていない。	ではないため。	
			・レンタル業者・大学・北大祭事務局が所有している機材・物資を破損させた。	貸し出しをしているレンタル物・机・椅子・暗幕・道具(教室に固定されている物品も含む) (は参加団体の所有物ではないため。	破損させた団体が弁償金を全額支払うこと、また業者に破損した旨を必ず連絡すること違反点数付与
			・レンタル業者・大学・北大祭事務局が所有している機材・物資を窃盗した。	犯罪行為に当たるため。北大祭事務局等の許可なく勝手に他の場所へ移動させる行為等も厳正に対応する。	通報違反点数付与
			・大学生協を経由していないプロパンガスを使用している。	「誓約書」における誓約事項および防災・衛生事項に関する確認認証書」における確認事項であるため。	違反点数 + 50
ビラ	期間中	共通	・指定区域外における団体によるビラ配布。 ※指定区域は下記図参照	ごみの増加、および構内の汚染につながるため。人通りの多い場所で人の流れを妨害してしまったため。火気器具を使用している模擬店団体にビラが飛んだ際に引火の原因となるため。	違反点数付与
水道	期間中	共通	・水道を正しく使っていない。	水道の故障や水道管の詰まりを引き起こした場合、他参加者・来場者および大学の不利益、迷惑となるため。 ※水道管工事が必要な場合、全学実行委員会あるいは各祭実行委員会が水道の故障に加担したと判断した団体には、弁償代の一部を負担していくいただく場合がある	違反点数付与
区画	期間中	共通	・参加許可証、区画許可証を掲示していない。	正式な参加団体と不正団体を区別できるように掲示を義務付けているため。	違反点数付与
			・区画外まで営業が展開している。 ※区画外での企画の広報等も含む。	他参加者・来場者の不利益、迷惑となるため。	違反点数付与

項目	期間	区画	内容	理由・備考	処分内容
勧誘活動 迷惑活動	期間中	屋外	・テントの後ろに自転車を置いている。	事故、怪我等の原因となるため。	違反点数付与
		共通	・公序良俗に反する行為および強引な勧誘、並びに参加者・来場者・他団体の不利益となる活動をしている、ならびにそれと疑われる行為をしている。	大学より北大祭における禁止行為として遵守することが参加の条件として課されているため。	通報違反点数 + 30
			・喧嘩を発生させた、あるいは喧嘩相手となつた。	北大祭の安全な運営の妨げとなるため。	違反点数 + 30
屋内	期間中	屋内	・ドアが開かなくなっている。 ・非常口マーク・非常灯・消火器が隠れている。	緊急時に対応できないため。	違反点数付与
			・火を使う器具を使用している。 ・建物の設備を破損させた。	炎上の危険性がこの上なく高いため。 貸し出しをしている教室あるいは部屋は参加団体の所有物ではないため。	違反点数 + 50 違反点数 + 30 ※破損状況、内容によつては弁償代を支払わせる
立て看板	期間中	共通	・立て看板等が安全な状態に固定されない。	規約の遵守を条件に貸し出しをしているため。	違反点数は全学実行委員会の判断に準ずる
ごみ	期間中	共通	・団体で出たごみを指定した場所以外に投棄している	立て看板等が倒れることによって、来場者に危害が及ぶ可能性があるため。	違反点数付与
				ごみは集積場によって処理費用を負担する団体が決まっているため。配布資料等を熟読し、ごみは必ず指定場所に投棄すること。	ごみを指定場所に運ばせる 違反点数付与

項目	期間	区画	内容	理由・備考	処分内容
その他			<ul style="list-style-type: none"> ・営業停止処分、全学実行委員会、各祭実行委員会および北大祭スタッフ等により営業再開許可が出る前に営業を再開している。 ・営業中止処分を受けてもなお、営業の取りやめや区画からの撤退が行われない。 ・各種規則・事項および誓約書に記載がなくとも、重大事故発生の危険性や緊急性がこの上なく高いと全学実行委員会が判断した。 	<p>北大祭の安全で円滑な運営の継続が脅かされるため。</p> <p>北大祭の安全で円滑な運営の継続が脅かされるため。</p> <p>北大祭の安全で円滑な運営の継続が脅かされるため。</p>	<p>違反点数付与</p> <p>全学実行委員長あるいは全学副実行委員長が全ての作業を終えるまで立ち会う</p> <p>違反点数(は全学実行委員会の判断に準ずる)</p>

